

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成11年岩手県規則第119号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(介護員養成研修事業者の指定の申請)</p> <p>第2条 政令第3条第2項の申請は、介護員養成研修事業者指定申請書 <u>(様式第1号)</u> により行わなければならない。</p> <p>(介護員養成研修事業者の変更等の届出)</p> <p>第3条 省令第22条の29の規定による変更の届出は介護員養成研修事業者変更届 <u>(様式第2号)</u> により、同条の規定による介護員養成研修事業の廃止、休止又は再開の届出は介護員養成研修事業廃止（休止、再開）届 <u>(様式第3号)</u> により行わなければならない。</p> <p>(福祉用具専門相談員指定講習会の指定の申請)</p> <p>第4条 政令第3条の2第2項の申請は、福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書 <u>(様式第4号)</u> により行わなければならない。</p> <p>(福祉用具専門相談員指定講習会を行う者の変更等の届出)</p> <p>第5条 省令第22条の36の規定による変更の届出は福祉用具専門相談員指定講習会事業者変更届 <u>(様式第5号)</u> により、<u>同条の規定による福祉用具専門相談員指定講習会事業の廃止、休止又は再開の届出は福祉用具専門相談員指定講習会事業廃止（休止、再開）届 (様式第6号)</u> により行わなければならない。</p> <p>(指定市町村事務受託法人の指定の申請)</p> <p>第6条 政令第11条の2第1項の申請は、指定市町村事務受託法人指定申請書 <u>(様式第7号)</u> により行わなければならない。</p> <p><u>(指定市町村事務受託法人の指定の更新の申請)</u></p> <p>第7条 政令第11条の3第1項の更新の申請は、指定市町村事務受託法人指定更新申請書 <u>(様式第8号)</u> により行わなければならない。</p> <p>(指定市町村事務受託法人の変更等の届出)</p> <p>第8条 政令第11条の4第1項の規定による指定市町村事務受託法人の指定に係る事務所の名称及び所在地その他省令</p>	<p>(介護員養成研修事業者の指定の申請)</p> <p>第2条 政令第3条第2項の申請は、<u>別に定める様式による</u>介護員養成研修事業者指定申請書により行わなければならない。</p> <p>(介護員養成研修事業者の変更等の届出)</p> <p>第3条 省令第22条の29の規定による変更の届出は<u>別に定める様式による</u>介護員養成研修事業者変更届により、同条の規定による介護員養成研修事業の廃止、休止又は再開の届出は<u>別に定める様式による</u>介護員養成研修事業廃止（休止、再開）届により行わなければならない。</p> <p>(福祉用具専門相談員指定講習会の指定の申請)</p> <p>第4条 政令第3条の2第2項の申請は、<u>別に定める様式による</u>福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書により行わなければならない。</p> <p>(福祉用具専門相談員指定講習会を行う者の変更等の届出)</p> <p>第5条 省令第22条の34において準用する省令第22条の29の規定による変更の届出は<u>別に定める様式による</u>福祉用具専門相談員指定講習会事業者変更届により、<u>省令第22条の34において準用する省令第22条の29の規定による福祉用具専門相談員指定講習会事業の廃止、休止又は再開の届出は別に定める様式による</u>福祉用具専門相談員指定講習会事業廃止（休止、再開）届により行わなければならない。</p> <p>(指定市町村事務受託法人の指定の申請)</p> <p>第6条 政令第11条の2第1項の申請は、<u>別に定める様式による</u>指定市町村事務受託法人指定申請書により行わなければならない。</p> <p>第7条 削除</p> <p>(指定市町村事務受託法人の変更等の届出)</p> <p>第8条 政令第11条の3第1項の規定による指定市町村事務受託法人の指定に係る事務所の名称及び所在地その他省令</p>

で定める事項の変更の届出は指定市町村事務受託法人変更届(様式第9号)により、同項の規定による指定市町村事務受託法人受託事務の廃止、休止又は再開の届出は指定市町村事務受託法人受託事務廃止(休止、再開)届(様式第10号)により行わなければならない。

(介護支援専門員の登録の申請)

第9条 法第69条の2第1項の登録の申請は、介護支援専門員登録申請書(様式第11号)により行わなければならない。

(介護支援専門員の登録の移転の申請)

第10条 法第69条の3の申請は、介護支援専門員登録移転申請書(様式第12号)により行わなければならない。

(介護支援専門員の登録事項の変更の届出)

第11条 法第69条の4の規定による届出は、介護支援専門員登録事項変更届(様式第11号又は様式第16号)により行わなければならない。

(介護支援専門員の死亡等の届出)

第12条 法第69条の5の規定による届出は、介護支援専門員死亡等届(様式第13号)により行わなければならない。

(介護支援専門員の登録の消除の申請)

第13条 法第69条の6第1号の申請は、介護支援専門員登録消除申請書(様式第14号)により行わなければならない。

(介護支援専門員証の交付の申請)

第14条 法第69条の7第1項の申請は、介護支援専門員証交付申請書(様式第15号)により行わなければならない。

(介護支援専門員証の書換え交付の申請)

第15条 省令第113条の23第1項の申請は、介護支援専門員証書換え交付申請書(様式第16号)により行わなければならない。

(介護支援専門員証の再交付の申請)

第16条 省令第113条の25第1項の申請は、介護支援専門員証再交付申請書(様式第17号)により行わなければならない。

(介護支援専門員証の有効期間の更新の申請)

第17条 法第69条の8第1項の申請は、介護支援専門員証有効期間更新申請書(様式第18号)により行わなければならない。

で定める事項の変更の届出は別に定める様式による指定市町村事務受託法人変更届により、同項の規定による指定市町村事務受託法人受託事務の廃止、休止又は再開の届出は別に定める様式による指定市町村事務受託法人受託事務廃止(休止、再開)届により行わなければならない。

(介護支援専門員の登録の申請)

第9条 法第69条の2第1項の登録の申請は、別に定める様式による介護支援専門員登録申請書により行わなければならない。

(介護支援専門員の登録の移転の申請)

第10条 法第69条の3の規定に基づく申請は、別に定める様式による介護支援専門員登録移転申請書により行わなければならない。

(介護支援専門員の登録事項の変更の届出)

第11条 法第69条の4の規定による届出は、別に定める様式による介護支援専門員登録事項変更届により行わなければならない。

(介護支援専門員の死亡等の届出)

第12条 法第69条の5の規定による届出は、別に定める様式による介護支援専門員死亡等届により行わなければならない。

(介護支援専門員の登録の消除の申請)

第13条 法第69条の6第1号の申請は、別に定める様式による介護支援専門員登録消除申請書により行わなければならない。

(介護支援専門員証の交付の申請)

第14条 法第69条の7第1項の規定に基づく申請は、別に定める様式による介護支援専門員証交付申請書により行わなければならない。

(介護支援専門員証の書換え交付の申請)

第15条 省令第113条の23第1項の規定による申請は、別に定める様式による介護支援専門員証書換え交付申請書により行わなければならない。

(介護支援専門員証の再交付の申請)

第16条 省令第113条の25第1項の規定に基づく申請は、別に定める様式による介護支援専門員証再交付申請書により行わなければならない。

(介護支援専門員証の有効期間の更新の申請)

第17条 法第69条の8第1項の申請は、別に定める様式による介護支援専門員証有効期間更新申請書により行わなければならない。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第18条 政令第35条の3第1項の申請は、介護支援専門員実務研修受講試験実施機関指定申請書(様式第19号)により行わなければならない。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第19条 政令第35条の4第1項の申請は、介護支援専門員実務研修実施機関指定申請書(様式第20号)により行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の申請)

第20条 法第70条第1項及び法第115条の2第1項の申請は、指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者指定申請書(様式第21号)により行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請)

第21条 法第70条の2第1項(法第115条の10において準用する場合を含む。)の更新の申請は、指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者指定更新申請書(様式第22号)により行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第22条 法第71条第1項ただし書(法第115条の10で準用する場合を含む。)、法第72条第1項ただし書(法第115条の10で準用する場合を含む。)、施行法第4条ただし書及び施行法第5条ただし書の申出は、指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者の指定を不要とする申出書(様式第23号)により行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更等の届出)

第23条 法第75条及び法第115条の5の規定による事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項の変更の届出は指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者変更届(様式第24号)により、同条の規定による指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の廃止、休止又は再開の届出は指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業廃止(休止、再開)届(様式第25号)により行わなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定の申請)

第24条 法第79条第1項の申請は、指定居宅介護支援事業者指定申請書(様式第26号)により行わなければならない。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第18条 政令第35条の9第1項の申請は、別に定める様式による介護支援専門員実務研修受講試験実施機関指定申請書より行わなければならない。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第19条 政令第35条の10第1項の申請は、別に定める様式による介護支援専門員実務研修実施機関指定申請書により行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の申請)

第20条 法第70条第1項及び法第115条の2第1項の申請は、別に定める様式による指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者指定申請書により行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請)

第21条 法第70条の2第1項(法第115条の10において準用する場合を含む。)の更新の申請は、別に定める様式による指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者指定更新申請書により行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第22条 法第71条第1項ただし書(法第115条の10において準用する場合を含む。)及び法第72条第1項ただし書(法第115条の10において準用する場合を含む。)の申出は、別に定める様式による指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者の指定を不要とする申出書により行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更等の届出)

第23条 法第75条及び法第115条の5の規定による事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項の変更の届出は別に定める様式による指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者変更届により、法第75条及び法第115条の5の規定による指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の廃止、休止又は再開の届出は別に定める様式による指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業廃止(休止、再開)届により行わなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定の申請)

第24条 法第79条第1項の申請は、別に定める様式による指定居宅介護支援事業者指定申請書により行わなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請)

第25条 法第79条の2第1項の更新の申請は、指定居宅介護支援事業者指定更新申請書(様式第27号)により行わなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の変更等の届出)

第26条 法第82条の規定による事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項の変更の届出は指定居宅介護支援事業者変更届(様式第28号)により、同条の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止、休止又は再開の届出は指定居宅介護支援事業廃止(休止、再開)届(様式第29号)により行わなければならない。

(指定介護老人福祉施設の指定の申請)

第27条 法第86条第1項の申請は、指定介護老人福祉施設指定申請書(様式第30号)により行わなければならない。

(指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請)

第28条 法第86条の2第1項の更新の申請は、指定介護老人福祉施設指定更新申請書(様式第31号)により行わなければならない。

(指定介護老人福祉施設の変更の届出)

第29条 法第89条の規定による届出は、指定介護老人福祉施設変更届(様式第32号)により行わなければならない。

(介護老人保健施設の開設許可の申請)

第30条 法第94条第1項の許可の申請は、介護老人保健施設開設許可申請書(様式第33号)により行わなければならない。

(介護老人保健施設の変更許可の申請)

第31条 法第94条第2項の許可の申請は、介護老人保健施設変更許可申請書(様式第34号)により行わなければならない。

(介護老人保健施設の開設許可の更新の申請)

第32条 法第94条の2第1項の更新の申請は、介護老人保健施設開設許可更新申請書(様式第35号)により行わなければならない。

(介護老人保健施設の管理者の承認の申請)

第33条 法第95条の承認の申請は、介護老人保健施設管理者承認申請書(様式第36号)により行わなければならない。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

ない。

(指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請)

第25条 法第79条の2第1項の更新の申請は、別に定める様式による指定居宅介護支援事業者指定更新申請書により行わなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の変更等の届出)

第26条 法第82条の規定による事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項の変更の届出は別に定める様式による指定居宅介護支援事業者変更届により、同条の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止、休止又は再開の届出は別に定める様式による指定居宅介護支援事業廃止(休止、再開)届により行わなければならない。

(指定介護老人福祉施設の指定の申請)

第27条 法第86条第1項の申請は、別に定める様式による指定介護老人福祉施設指定申請書により行わなければならない。

(指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請)

第28条 法第86条の2第1項の更新の申請は、別に定める様式による指定介護老人福祉施設指定更新申請書により行わなければならない。

(指定介護老人福祉施設の変更の届出)

第29条 法第89条の規定による届出は、別に定める様式による指定介護老人福祉施設変更届により行わなければならない。

(介護老人保健施設の開設許可の申請)

第30条 法第94条第1項の許可の申請は、別に定める様式による介護老人保健施設開設許可申請書により行わなければならない。

(介護老人保健施設の変更許可の申請)

第31条 法第94条第2項の変更の許可の申請は、別に定める様式による介護老人保健施設変更許可申請書により行わなければならない。

(介護老人保健施設の開設許可の更新の申請)

第32条 法第94条の2第1項の更新の申請は、別に定める様式による介護老人保健施設開設許可更新申請書により行わなければならない。

(介護老人保健施設の管理者の承認の申請)

第33条 法第95条第1項及び第2項の承認の申請は、別に定める様式による介護老人保健施設管理者承認申請書により行わなければならない。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

第34条 法第98条第1項第4号の許可の申請は、介護老人保健施設広告事項許可申請書（様式第37号）により行わなければならない。

（介護老人保健施設の変更の届出）

第35条 法第99条の規定による届出は、介護老人保健施設変更届（様式第38号）により行わなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定の申請）

第36条 法第107条第1項の申請は、指定介護療養型医療施設指定申請書（様式第39号）により行わなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請）

第37条 法第107条の2第1項の更新の申請は、指定介護療養型医療施設指定更新申請書（様式第40号）により行わなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請）

第38条 法第108条第1項の規定に基づく申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書（様式第41号）により行わなければならない。

（指定介護療養型医療施設の変更の届出）

第39条 法第111条の規定による届出は、指定介護療養型医療施設変更届（様式第42号）により行わなければならない。

（指定の辞退）

第40条 法第91条及び法第113条の規定に基づく指定の辞退は、指定辞退届（様式第43号）により行わなければならない。

（指定調査機関の指定の申請）

第41条 法第115条の30第2項の申請は、指定調査機関指定申請書（様式第44号）により行わなければならない。

（指定調査機関の名称等の変更の届出）

第42条 政令第37条の8第2項の規定による届出は、指定調査機関名称等変更届（様式第45号）により行わなければならない。

（指定調査機関の調査事務規程の認可の申請）

第43条 政令第37条の10第1項の認可の申請は、指定調査機関調査事務規程（変更）認可申請書（様式第46号）により行わなければならない。

（調査員養成研修を行う者の指定の申請）

第44条 政令第37条の14第4項の申請は、調査員養成研修を行う者に係る指定申請書（様式第47号）により行わなければならない。

第34条 法第98条第1項第4号の許可の申請は、別に定める様式による介護老人保健施設広告事項許可申請書により行わなければならない。

（介護老人保健施設の変更の届出）

第35条 法第99条の規定による届出は、別に定める様式による介護老人保健施設変更届により行わなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定の申請）

第36条 法第107条第1項の申請は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設指定申請書により行わなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請）

第37条 法第107条の2第1項の更新の申請は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設指定更新申請書により行わなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請）

第38条 法第108条第1項の規定に基づく申請は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設指定変更申請書により行わなければならない。

（指定介護療養型医療施設の変更の届出）

第39条 法第111条の規定による届出は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設変更届により行わなければならない。

（指定の辞退）

第40条 法第91条及び法第113条の規定に基づく指定の辞退は、別に定める様式による指定辞退届により行わなければならない。

（指定調査機関の指定の申請）

第41条 法第115条の30第2項の申請は、別に定める様式による指定調査機関指定申請書により行わなければならない。

（指定調査機関の名称等の変更の届出）

第42条 政令第37条の4第2項の規定による届出は、別に定める様式による指定調査機関名称等変更届により行わなければならない。

（指定調査機関の調査事務規程の認可の申請）

第43条 政令第37条の6第1項の認可の申請は、別に定める様式による指定調査機関調査事務規程（変更）認可申請書により行わなければならない。

（調査員養成研修を行う者の指定の申請）

第44条 政令第37条の7第4項の申請は、別に定める様式による調査員養成研修を行う者に係る指定申請書により行わなければならない。

<p>(調査員養成研修を行う者の変更等の承認の申請)</p> <p>第45条 政令第37条の14第4項第3号イの承認の申請は、調査員養成研修を行う者に係る変更(廃止)承認申請書(様式第48号)により行わなければならない。</p> <p>(調査員養成研修を行う者の名称等の変更の届出)</p> <p>第46条 政令第37条の14第4項第3号ロの規定による届出は、調査員養成研修を行う者に係る名称等変更届(様式第49号)により行わなければならない。</p> <p>(指定調査機関の業務の休廃止の許可の申請)</p> <p>第47条 法第115条の35の許可の申請は、指定調査機関業務休廃止許可申請書(様式第50号)により行わなければならない。</p> <p>(指定情報公表センターの指定の申請)</p> <p>第48条 法第115条の36第2項の申請は、指定情報公表センター指定申請書(様式第51号)により行わなければならない。</p> <p>(指定情報公表センターの名称等の変更の届出)</p> <p>第49条 政令第37条の15第2項において準用する政令第37条の8第2項の規定による届出は、指定情報公表センター名称等変更届(様式第52号)により行わなければならない。</p> <p>(指定情報公表センターの情報公表事務規程の認可の申請)</p> <p>第50条 政令第37条の15第2項において準用する政令第37条の10第1項の認可の申請は、指定情報公表センター情報公表事務規程(変更)認可申請書(様式第53号)により行わなければならない。</p> <p>(指定情報公表センターの業務の休廃止の許可の申請)</p> <p>第51条 法第115条の36第3項において準用する法第115条の35の許可の申請は、指定情報公表センター業務休廃止許可申請書(様式第54号)により行わなければならない。</p> <p>(書類の提出先)</p> <p>第52条 第27条の規定により提出する申請書は所轄の広域振興局長又は地方振興局長に、第30条及び第36条の規定により提出する申請書は所轄の保健所長(奥州保健所の所轄の区域にあっては、県南広域振興局長)に提出しなければならない。</p>	<p>(調査員養成研修を行う者の変更等の承認の申請)</p> <p>第45条 政令第37条の7第4項第3号イの承認の申請は、別に定める様式による調査員養成研修を行う者に係る変更(廃止)承認申請書により行わなければならない。</p> <p>(調査員養成研修を行う者の名称等の変更の届出)</p> <p>第46条 政令第37条の7第4項第3号ロの規定による届出は、別に定める様式による調査員養成研修を行う者に係る名称等変更届により行わなければならない。</p> <p>(指定調査機関の業務の休廃止の許可の申請)</p> <p>第47条 法第115条の35の許可の申請は、別に定める様式による指定調査機関業務休廃止許可申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定情報公表センターの指定の申請)</p> <p>第48条 法第115条の36第2項の申請は、別に定める様式による指定情報公表センター指定申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定情報公表センターの名称等の変更の届出)</p> <p>第49条 政令第37条の11において準用する政令第37条の4第2項の規定による届出は、別に定める様式による指定情報公表センター名称等変更届により行わなければならない。</p> <p>(指定情報公表センターの情報公表事務規程の認可の申請)</p> <p>第50条 政令第37条の11において準用する政令第37条の6第1項の認可の申請は、別に定める様式による指定情報公表センター情報公表事務規程(変更)認可申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定情報公表センターの業務の休廃止の許可の申請)</p> <p>第51条 法第115条の36第3項において準用する法第115条の35の許可の申請は、別に定める様式による指定情報公表センター業務休廃止許可申請書により行わなければならない。</p> <p>(書類の提出先)</p> <p>第52条 第27条及び第28条の規定により提出する申請書は所轄の広域振興局長又は地方振興局長に、第30条から第32条まで及び第36条から第38条までの規定により提出する申請書は所轄の保健所長(奥州保健所の所轄の区域にあっては、県南広域振興局長)に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	
<p>様式第1号から様式第54号までを削る。</p>	
<p>2 (指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業</p>	<p>(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業</p>

	改正前	改正後
2	(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業	(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業

者の指定の更新の申請)

第21条 法第70条の2第1項(法第115条の10において準用する場合を含む。)の更新の申請は、別に定める様式による指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者指定更新申請書により行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第22条 法第71条第1項ただし書(法第115条の10において準用する場合を含む。)及び法第72条第1項ただし書(法第115条の10において準用する場合を含む。)の申出は、別に定める様式による指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者の指定を不要とする申出書により行わなければならない。

(介護老人保健施設の変更の届出)

第35条 法第99条の規定による届出は、別に定める様式による介護老人保健施設変更届により行わなければならない。

(指定調査機関の指定の申請)

第41条 法第115条の30第2項の申請は、別に定める様式による指定調査機関指定申請書により行わなければならない。

(指定調査機関の業務の休廃止の許可の申請)

第47条 法第115条の35の許可の申請は、別に定める様式による指定調査機関業務休廃止許可申請書により行わなければならない。

(指定情報公表センターの指定の申請)

第48条 法第115条の36第2項の申請は、別に定める様式による指定情報公表センター指定申請書により行わなければならない。

者の指定の更新の申請)

第21条 法第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む。)の更新の申請は、別に定める様式による指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者指定更新申請書により行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第22条 法第71条第1項ただし書(法第115条の11において準用する場合を含む。)及び法第72条第1項ただし書(法第115条の11において準用する場合を含む。)の申出は、別に定める様式による指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者の指定を不要とする申出書により行わなければならない。

(介護老人保健施設の変更等の届出)

第35条 法第99条の規定による介護老人保健施設の開設者の住所その他の省令で定める事項の変更の届出は別に定める様式による介護老人保健施設変更届により、同条の規定による介護老人保健施設の廃止、休止又は再開の届出は別に定める様式による介護老人保健施設廃止(休止、再開)届により行わなければならない。

(業務管理体制の整備又は区分の変更の届出)

第40条の2 法第115条の32第2項及び第4項の規定による届出は、別に定める様式による業務管理体制整備(区分変更)届により行わなければならない。

(業務管理体制の届出事項の変更の届出)

第40条の3 法第115条の32第3項の規定による届出は、別に定める様式による業務管理体制変更届により行わなければならない。

(指定調査機関の指定の申請)

第41条 法第115条の36第2項の申請は、別に定める様式による指定調査機関指定申請書により行わなければならない。

(指定調査機関の業務の休廃止の許可の申請)

第47条 法第115条の41の許可の申請は、別に定める様式による指定調査機関業務休廃止許可申請書により行わなければならない。

(指定情報公表センターの指定の申請)

第48条 法第115条の42第2項の申請は、別に定める様式による指定情報公表センター指定申請書により行わなければならない。

<p>(指定情報公表センターの業務の休廃止の許可の申請)</p> <p>第51条 法第115条の36第3項において準用する法第115条の35の許可の申請は、別に定める様式による指定情報公表センター業務休廃止許可申請書により行わなければならない。</p>	<p>(指定情報公表センターの業務の休廃止の許可の申請)</p> <p>第51条 法第115条の42第3項において準用する法第115条の41の許可の申請は、別に定める様式による指定情報公表センター業務休廃止許可申請書により行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の介護保険法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の介護保険法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。